（削る）

（削る）

（法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項）

第九条の四　法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

第二章　地域公共交通計画の作成及び実施

第一節　地域公共交通計画の作成

（地域公共交通計画の作成の方法）

第十条　地域公共交通計画に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。

（地域公共交通計画に定める定量的な目標）

第十条の二　法第五条第四項の国土交通省令で定める定量的な目標は、次に掲げる事項に関する目標とする。

一　地域旅客運送サービスの利用者の数

二　地域旅客運送サービスに係る収支

三　地域旅客運送サービスの費用に係る国又は地方公共団体の支出の額

四　前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

（軌道運送高度化実施計画の記載事項）

第十一条　法第八条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　地域公共交通計画に軌道運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二・三　（略）

（道路運送高度化実施計画の記載事項）

第十五条　法第十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に道路運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（道路運送高度化実施計画の認定の申請）

第十六条　（略）

２　（略）

３　道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

三　自家用有償旅客運送による代替

四　第一号、第二号又は前号に掲げるものと併せて行うものであって、次に掲げるいずれかのもの

イ　異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善

ロ　共通乗車船券の発行

ハ　乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ＩＣカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

（法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項）

第九条の三　法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

第二章　地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節　地域公共交通網形成計画の作成

（地域公共交通網形成計画の作成の方法）

第十条　地域公共交通網形成計画に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。

（新設）

（軌道運送高度化実施計画の記載事項）

第十一条　法第八条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　地域公共交通網形成計画に軌道運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二・三　（略）

（道路運送高度化実施計画の記載事項）

第十五条　法第十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通網形成計画に道路運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（道路運送高度化実施計画の認定の申請）

第十六条　（略）

２　（略）

３　道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。